

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人堀江喜熊の上告趣意は、単なる法令違反、事実誤認の主張であつて（なお、被告人の本件所為を、公然人を侮辱したものにあたるとした原審の判断は相当である。）、刑訴法四〇五条の上告理由にあたらない。また、記録を調べても、同法四一条を適用すべきものとは認められない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和四四年六月五日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	城	戸	芳	彦
裁判官	色	川	幸	太郎
裁判官	村	上	朝	一